

ごみ有料化肯定側証拠資料

寄本勝美（よりもとかつみ、早稲田大学教授）「ごみ収集の有料制は確実にリサイクル社会を定着させつつある」『日本の論点 '98』（1997年）、pp. 408-409

埼玉県与野市（人口およそ八万二〇〇〇）は一九九六年（平成八年）四月から家庭ごみの収集を有料制に切り換えたところ、不燃ごみ（燃やせないごみ）は前年度の同時期と比較して月平均二八パーセントの減少となった。その反面、市が週に一度再生資源として集めているペットボトル、びん、缶は七七パーセントも増えている。同じように可燃ごみは一六パーセント減少する一方、古紙・古衣類の収集量は一五パーセントの増加となった。右のことが何を意味しているかという点、市では再生資源の分別収集は無料で行っていることから、従前にも増して多くの市民は、不燃・可燃のごみ収集がともに有料制になるやいなや、再生資源はできるだけ市の分別収集に出し、それによって有料のごみ収集に出す分を減らし始めた、ということである。ただし、有料制とは言っても実際にかかる収集処理費のごく一部を賄うだけのことで、げんに与野市でも市の指定袋を有料販売する方式をとっているが、その価格は二〇リットル入り二〇円、三〇リットル入り二五円、四〇リットル入り三〇円となっていて、非常に安い。しかし、それでもこれだけの効果がある、というわけである。

寄本勝美（よりもとかつみ、早稲田大学教授）「ごみ収集の有料制は確実にリサイクル社会を定着させつつある」『日本の論点 '98』（1997年）、p. 411

もちろん、有料制もよいことづくめではなく、多くの問題が指摘されてきた。

第一に、不法投棄が増えるという点。しかし、先述の与野市をはじめ最近有料制を導入した自治体によると、それに起因するような不法投棄はほとんど生じておらず、仮にこの種の問題がないわけでないにしても、対策は十分に可能である。

第二に、住民の負担を求めるよりも、企業責任の確立が先決であるという点。しかし、ドイツの例で見たように、再生資源の回収・再利用、ひいてはごみの発生抑制とか減量にしても、その多くは実は企業だけではできず、どうしても住民（消費者）の関心や協力の高まりがあってこそ可能になるものである。有料制は、意識の高い住民をつくりだすうえで有効な手段の一つである。

第三に、経済的インセンティブよりも環境教育が大事という点。しかし、これもドイツのように、子供への環境教育や一般市民への環境キャンペーンに最も力を入れている国で高額の有料制が採用されているという事実を、想起して欲しい。要するに、環境教育やモラルと有料制は対立するものでも、二者択一の関係になるものでもなく、むしろ、意識やモラルが高くなるにつれ有料制への支持も強まっている。

第四に、有料制は税の二重どりという点。これについては、市町村は有料制による収入で緑地を買収したり福祉基金を設けるなどして、住民に目に見える形で還元すればよいのではなかろうか。

丸尾直美（まるおなおみ、慶應義塾大学教授）「ごみ有料制こそ、ごみの減量・処理費節約の一挙両得策である」『日本の論点 '96』（1995年）、p. 623

このようにごみ有料制はごみの減量には効果的である。しかし、ごみの有料化にはいくつかの問題もあり、反論もある。

第一に、不法投棄を増やすおそれがある。それゆえごみの不法投棄をなくすためには、ごみを有料化すると同時に、資源ごみ回収などリサイクルのルートを確立することが必要である。

第二に、ごみを有料化した直後にはごみ量は顕著に減少するが、しばらくすると、再び増えていくことである、しかし、それでもごみ量を下方にシフトさせるために、そのようなシフトがなかったと想定した場合に比べれば、十分ごみ減量効果はあったと言える。

第三に、消費者住民は所得税、住民税、消費税などを払っているから、ごみの有料化は、消費者住民に対しての二重課税であるとの批判がある。しかし、サービスの利用者には直接の自己負担を課することは、緊要度の低いニーズを抑制し、資源配分を効率化するうえでも、サービスの受益の量に応じて受益者にも応分の負担を課するほうが公平であるとの観点からも正当化される。

第四に、PPP（汚染者負担原理）の観点からは、生産者こそごみ処理費用を負担すべきだとの論がある。これは正論であるが、ごみを安易に出したり捨てたりする消費者（といっても大都市では一般ごみの排出量の過半は事業系ごみである）にも責任があるし、消費者にごみ処理のコスト意識を持

たせるためにも、消費者負担を通じて生産者にごみ処理費用の負担を促す戦術的政策としても必要である。

財団法人東京市町村自治調査会編『家庭ごみ有料化導入ガイド』（日報出版、2002年）、pp. 11-12
有料化のもとでは、新たなリサイクル(コンポスト化等)への行動をおこさないと、料金を支払わなければならないことから、市民は、市町村によるリサイクル資源の分別収集に排出したり、市町村の処理ルート以外への排出を模索することになります。この場合、市民によるリサイクル資源の分別が容易となるようリサイクル促進プログラムが重要であり、有料化との併用策を検討することが不可決です。これらは有料化の補完システムでもあるわけです。

田口正己（たぐちまさみ、立正大学教授）『ごみ問題百科Ⅱ』（新日本出版社、1998年）、p. 40
厚生省や環境庁は現在も依然、ダイオキシン類の毒性や問題を軽視している。毒性については依然懐疑的である。ダイオキシン類の毒性等についてわからないことが多すぎるとの認識に基本的に立っている。だから、対応には慎重にならざるを得ない、こういう姿勢を崩していない。都道府県や市町村のダイオキシン類問題に対するスタンスも基本的に省庁と同じである。はっきりしていることは、ダイオキシン類の毒性や生成メカニズムなどが科学的に解明されたときにはすでに手遅れだということである。厚生省などのこの種のスタンスは水俣病などの産業公害や食品公害や薬品公害などの対応で検証済みであり、最近の薬害エイズ問題でくり返してきたことでもある。

田口正己（たぐちまさみ、立正大学教授）『ごみ問題百科Ⅱ』（新日本出版社、1998年）、pp. 40-41
ダイオキシン類問題はダイオキシン類が呼吸や食物摂取を通じて体内に入り込み蓄積した場合、人体に計り知れない大きな影響を及ぼすことを意味している。個々の人間の健康や生存に影響をおよぼすにとどまらず、影響は人類の存亡にもかかわると認識されている。厚生省^{ママ}が専門家をあつめ設置した「ダイオキシンリスク評価研究会」は「ダイオキシンのリスク評価」（一九九七年七月）を発表しているが、その中で、ダイオキシン類（この場合はコプラナ-PCBを除く）について、急性毒性、慢性毒性、遺伝毒性、発がん性、催奇形性、生殖毒性、免疫毒性など多面的な毒性をあげている。

熊本一規（くまもとかずき、明治学院大学教授）『ごみ行政はどこが間違っているのか？』（合同出版、1999年）、p. 13

ごみ焼却炉や処分場が大きな汚染源（ダイオキシンや環境ホルモン、引用者注）になっています。たとえば、茨城県新利根村では清掃工場周辺でガンの死亡率が高くなっています。住民の調査では、清掃工場から半径一・一キロメートル以内で四二％。ほかの外側の区域よりも、ガン死亡率がとて高くなっている。また、東京都日の出町でも処分場の風下に当たる地元の集落のガン死亡率は、日の出町平均の一〇倍もあるといわれています。

熊本一規（くまもとかずき、明治学院大学教授）『ごみ行政はどこが間違っているのか？』（合同出版、1999年）、pp. 15-16

厚生省は一九九六年の六月にTDI（耐容1日摂取量、引用者注）を決めましたが、体重一キログラム当たり一〇ピコグラムという高い値です。アメリカなどは、環境保護庁が〇・〇一ピコグラム（1兆分の1グラム、引用者注）、食品医薬品局が〇・〇〇六ピコグラムという低い数値を定めていますから、その一〇〇〇倍ないし一七〇〇倍のゆるい基準値です。一九九八年五月末に、WHO(世界保健機構)は、体重一キログラム当たり一〜四ピコグラムというTDIの新しい基準を打ち出しました。これは、厚生省が従来、ダイオキシン類に含めてこなかったコプラナ-PCBも含めての基準です。コプラナ-PCBを含めると日本の大都市では二一・四五ピコグラム/キログラムもダイオキシン類を摂取しているとされていますから(表①)、新しい基準をはるかに超えてしまいます(表②)。

長山淳哉（ながやまじゅんや、九州大学医療短期大学助教授）「一〇年遅れている日本のダイオキシン対策—国民の意識向上が急務」『日本の論点 '2000』（1999年）、p. 570

ダイオキシン類は理論的には全部で二二二種類もある。大部分のダイオキシン類の毒性はそれほど強くないが、比較的毒性の強いものが環境や食品に残留し、ヒトに蓄積する傾向がある。ダイオキシン類のなかで、最も毒性が強いのは **2、3、7、8-ダイオキシン** であり、モルモットでの半数致死量は体重一キログラム当たり〇・六～二マイクログラムという極微量である。しかし、動物の種類により毒性がかなり相違する。たとえば、ネズミでのそれは〇・〇二～〇・六ミリグラムであるが、それでも人工化学物質のなかでは最高の毒性を示す。また、一日に体重一キログラム当たり〇・一マイクログラムという微量で、ネズミのいろいろな部位にガンを作り、妊娠中の母ネズミに体重一キログラム当たり数マイクログラム投与すると、半数の胎仔に奇形が生じる。このような発ガン性や催奇性の強さからも史上最強の人工毒物といえる。これは最も毒性の強いダイオキシンの場合であるが、現在の毒性評価では食品やヒトを汚染しているダイオキシン類には、これと同等から一〇〇分の一程度の毒性を示すものが多い。一〇〇分の一の毒性でも、ネズミの半数致死量は二～六〇ミリグラムとなる。最近、猛毒物質として有名になった亜ヒ酸のネズミでの半数致死量が三四～二〇〇ミリグラムだから、一〇〇分の一の毒性でもかなり強いといえる。そうすると、ダイオキシン類全体としても極めて毒性が強く、やはり、猛毒と

p. 571

考えてもおかしくないであろう。ついでながら、青酸カリの犬における半数致死量は一・六ミリグラムである。これとモルモットでの **2,3,7,8-ダイオキシン** の値を単純に比較すると、ダイオキシンの毒性のほうが一〇〇～二七〇〇倍強いことになる。ダイオキシン類の場合には、このような短期間の急性毒性よりも、微量でも長期にわたる慢性毒性や内分泌攪乱作用のほうが重要と考えられている。そのために、その悪影響は最も感受性の高い胎児と乳児で最初に現れる可能性があり、母親や母乳の汚染が問題となる。

中山由美 (朝日新聞社社会部) 「龍ヶ崎市「ダイオキシン裁判」から見えるもの」『世界』(1998年12月号)、p. 629

日本には、ごみが不完全燃焼しやすい小規模の焼却炉が多い。一般ごみ焼却場数はアメリカが約二〇〇、欧州諸国は数十であるのに対し、日本は一六〇〇を超える。埋め立てより焼却処理の割合も多いため、日本は年間のごみの発生量が同じくらいのドイツの四倍近くも燃やしている計算になる。

日引聡 (ひびきあきら、国立環境研究所社会環境システム研究領域主任研究員) 「排出量に応じたゴミ処理の有料化を進めよ」『エコノミスト』(2002年10月29日号)、p. 57

このような問題を抱える中、98年度における一般廃棄物最終処分場の残余年数(あと何年で処分場がいっぱいになるかを示す年数)は、全国平均で **12.3** 年となっている。これを地域別に見ると、首都圏は **11.4** 年、近畿圏は **9.4** 年となっており、残余年数が **5** 年未満の都道府県が **5** 県ある。大都市圏を中心に、最終処分場不足は深刻な問題となっているのである。

山川肇 (京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科助手) 「不法投棄と自家焼却は有料化によって増えるものではない」『月刊廃棄物』(2001年2月)、p. 15

また筆者は、昨年度、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の調査として、有料化に関する調査を行った。その調査で得られたデータから、家庭系可燃ごみの減量率の分布をグラフにしたものが図2である。横軸は一人一日あたりの家庭系可燃ごみ減量率で、五～一五%を一〇%というように表示している。縦軸は、横軸で示された減量率の範囲に入っている自治体の割合である。図のように減量率五～一五%の自治体もっとも多く約四割で、次いで一五～二五%の自治体が多く約三割であった。あわせて有料化した自治体の約七割が五～二五%の減量率となっている。平均減量率は一八%であった。

山川肇 (京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科助手) 「不法投棄と自家焼却は有料化によって増えるものではない」『月刊廃棄物』(2001年2月)、p. 15

なお、有料化によるごみ減量は一時的で、すぐに元に戻るのではないかとの議論があるが、丸尾直美、西ヶ谷信雄、落合由紀子による著者「エコサイクル社会」(一九九七年)は、有料化のごみ

減量の持続性を検討するには、有料化しなかった場合のごみ量と比較する必要があることを指摘している。そして高山市を例に、有料化しなかった場合に予測されるごみ量と比較すると、ごみ減量は維持されていることを示した。筆者も有料化後一〇年以上経過している自治体と有料化していない自治体との間には、地域特性や制度特性を考慮しても一人一日あたり総ごみ量に違いがあることを確認しており(大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議、二〇〇〇)、平均的には有料化しない場合と比較すると、有料化による減量効果は持続していると考えることができた。このように平均的にみれば二割前後のごみ減量が起こっており、また有料化しない場合と比較して、その減量は持続的であると考えられるので、一般的に有料化はごみ減量を一定程度達成していると評価できよう。

山川肇(京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科助手)「不法投棄と自家焼却は有料化によって増えるものではない」『月刊廃棄物』(2001年2月)、p. 16

表1に有料化実施時に不法投棄の増加が問題となったかどうかを調べた結果を示すが、無回答を除く回答の約三分の一で不法投棄の増加が問題となっている。これは、以前に環境庁が全国の市区町村を対象として調べたときの割合ともほぼ一致している(環境庁、一九九三年)。ただし表2に示すように、有料化以前には、不法投棄が問題でなかった自治体では、その九割以上で不法投棄は問題となっていない。すなわち、有料化による不法投棄の問題は、新たに有料化が引き起こすというよりは、もともと問題となっていたものが悪化するという性質のものと考えられる。また、不法投棄が問題となっている自治体においても、不法投棄によってごみ減量が達成されたわけではない。図3は、ある有料化自治体の導入前後の、家庭系可燃ごみ収集量の変化と不法投棄されたごみの回収量を示したものである。傾向としては可燃ごみ収集量が下がるのと回収ごみ量が増加するのが対応しているようにみえる。しかしながら、両者の量の差は大きく、可燃ごみの導入年前後の減少量が約四、〇〇〇tであるのに対して、回収ごみ量の増加は一〇t強で、可燃ごみ減少量の〇.三%に過ぎない。回収量が不法投棄量の一部であったとしても、量的には不法投棄の増加はごみ減量にほとんど寄与していないだろうと思われる。

山川肇(京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科助手)「不法投棄と自家焼却は有料化によって増えるものではない」『月刊廃棄物』(2001年2月)、p. 17

一方、自家焼却については、田中信寿他(一九九五年)による、有料化自治体における住民へのアンケート調査結果に、その傾向をみることができる。データが掲載されていた一〇自治体の調査結果から作成したグラフが図4(前ページ)である。この調査結果によれば平均で九%、〇%~一五%の世帯が、有料化導入年度に新たに自家焼却を開始している。〇%の自治体も存在するが、多くの自治体では一〇%前後の増加がみられる。ただし、有料化以前からの実施世帯も平均約四割(一七~五五%)であり、この調査の範囲では、全く新たに自家焼却を行う世帯が現れたというよりは、今までより少し増加する傾向にあったと考えられる。以上より、確かに不法投棄や自家焼却は有料化により増加する可能性があるが、全く新たに発生するというよりは、従来もそれらが起こっていた地域で増加するというものであると考えられる。

浅井直樹(NPO法人中部リサイクル運動市民の会理事)「循環型社会と家庭ごみ有料化」『月刊廃棄物』(2000年5月)、p. 16

熊本教授は、有料化によるごみ減量効果について「ごみが減るかどうかについては、減るところもあり、減らないところもあるというのが実態です」と述べられていますが、その評価の基礎となっているのは環境庁の「リサイクル関連施策実施市区町村調査結果報告書」だけです。前述のように、ごみ調査はできるだけ各自治体の実際の統計資料にあたらないと、不正確な結果が出ることは避けられません。環境庁の調査は、有料化に対する定義も、統計の取り方もあいまいです。課題となっている行政施策の評価を下すのに、大ざっぱな調査資料だけを根拠とすることは、あまりに杜撰ではないでしょうか。田中教授らの研究のように、正確にカウントできる自治体を抽出して評価する必要があるのではないのでしょうか。

園田真見子(ごみゼロ・ラウンドテーブル)「一般ごみの有料化を考えるー山谷修作・東洋大学教授に聞く」『リサイクル文化』(1996年3月)、p. 17

[1]有料制のメリット

(1) 減量効果がある

有料制にすれば、どんな形でも成功するわけではないが、適切な制度設計と減量の受け皿がキチッとできていれば、かなりの減量効果をあげることができる。有料化した自治体で

p. 19

五年以上経過したところが出てきているので、その実績から効果があがっているかどうかの判断ができる。ポイントは料金体系(表 1)。定額制の場合はほとんど効果がないようだ。従量制でなければならない。そして純収入が一般会計に入入手数料水準でないと実質的有料制とはいえないが、そういうところはまだまだ少ない、昨年訪ねた伊達市では、処理コストの一部を徴収しているので相当大きな効果が出ている。コンポスト利用、集団資源回収が進んでいるうえ、農村部なので畑の脇で自家焼却も可能だ。このように有料化と同時に、住民へ協力が得られるような働きかけ、啓発活動をすればかなりの効果があがる。ごみ処理のコストをシグナル(伝えること)できるためだ。実際かかるコストすべてを徴収するとすれば一袋二〇〇円以上になるが、その一割程度の手数料でも自分の出したごみが社会的コストを発生させていると認識する第一歩となる。また、「所得効果」といって「可処分所得(収入の中で自分の判断で使えるお金)」が減るのは誰でもいやなので、ごみを減らそうというインセンティブ(誘導効果)も働く。これが逆に現状のように無料だと、「出しとけば、誰かが持っていつてくれる」くらいにしかならず、コストやごみ処理の大変さとか、環境負荷にまで考えが及ばず、減らそうという気がおこらない。

(2) 付随効果としてごみ問題への関心が高まる

有料化するための合意形成に向けた自治体からの働きかけや、市民との話し合いによって意識改革がなされ、それが行動に結びついていく。分別の意義が理解され、ていねいな分別がされるようになり、リサイクルが活発化する。行政の側も減量化の受け皿づくりのために、集団回収への補助金を手厚くしたり、市収集による資源回収をすることになる。消費行動も変化する。過剰包装を断ったり、モノを大切に使ったり、長く使えるモノを買うようになってくる。こうなるとそれが生産、流通にも反映され、過剰包装やごみになりやすい製品が減ることになり、資源の消費が抑制される。これがとても大事な点だ。無料だとごく一部の意識の高い人だけの行動にとどまるので、生産、流通に反映できない。生産、流通事業者もたくさん作って売ればよいという姿勢から抜け出せない、無料では社会的コストを発生させているという自覚が事業者に生まれにくい。

(3) 負担が公平になる

税金によってごみ処理費をまかなうのは公平にみえて実は悪平等。環境に配慮して出す(ごみの量を減らす)人と考えな

p. 22

いでたくさん出す人の中で負担が適正になされていない。減量の努力が報われる形のほうが公平だ。

(4) 自治体の財政負担が軽減できる有料制による純収入が一般会計に入るので、それに見合う金額をリサイクルの基盤整備に使うことができる。有料化したこの自治体も資源回収に力を入れている。また、合意が得られれば、福祉、教育などの公共サービスに使うこともできる。

[2]有料制反対論への反論

(1) 反対論「ごみ処理は公共財なので、公共サービスとして無料で行うべきである」

公共財とは警察、消防、公園、治山治水、一般道路など基礎的サービスをいい、仮に有料にした場合お金を払わずに利用する人をとりしまると、そのとりしまり費用のほうが高くついたり(「非排除原則」)、またある人の消費がほかの人の消費を妨げない(「非競合性」)といった特徴をもつ。ごみの場合は有料袋、有料シールの義務づけで利用しようとする人を排除できるので、純粋な公共財とはいえない。受益者がはっきりしているので、むしろ料金負担になじむサービスであり、

「受益者負担」のほうが公平だ。一定枚数の無料配布などにより福祉的配慮も十分可能だから、逆進性というのもあてはまらない。

(2) 反対論「税金の二重どりである」

「減税と組み合わせるべき」という意見もあるが、純収入に見合う分がリサイクルの基盤整備に使われ、そのことがキチンと説明されて合意が得られるのであればよいのではないかと。

(3) 反対論「不法投棄、煙害が増えるから反対」

有料化する、しないにかかわらず発生するが、決して好ましいことではない。有料化との関連でいえば、料金設定の仕方にもよる。有料化した自治体では不法投棄した人や煙害の発生元に対し、徹底的にやめるよう説得することが効を奏し、減ってきている。不法排出や不法投棄をするのはその土地に来たばかりでルールがよく理解できない学生や単身赴任の人がほとんどだと聞いている。

(4) 反対論「減量効果は低下していく」

確かに、一時的なショック効果が過ぎると、効果が薄まる傾向はあるが、たえざる啓発活動と、資源リサイクルによって、全国的なごみ排出量の推移と比較した減量効果は十分持続できている。

p. 23

(5) 反対論「生産者負担(事業者責任)を課していくことに逆行する」

確かに有料制そのものでは、生産者による外部不経済の内部化には限界がある。しかし、同時並行して進めることはできる。製品課徴金、デポジット制、廃棄物製品の引取り、再生の義務づけが必要だが、有料化することによって、やりにくくなるということはなく、むしろ住民の問題意識が高まることによって、進めやすくなる。

碓井健寛(神戸大学大学院博士後期課程)「有料化によるごみの発生抑制効果とリサイクル促進効果」『会計検査研究』(第 27 号、2003 年 3 月)、p. 260

本研究は経済的インセンティブを利用したごみ減量手段である従量制有料化価格とごみ総排出量、リサイクルの関係を統計的に分析を行なった。特に従量制有料化価格が 1% 上昇することによって、ごみ排出量を **0.082%** 減少させ、リサイクル量を **0.073%** 増加させることがわかった。従量制有料化価格の上昇はごみの発生抑制に貢献する効果とごみを減量させるためにリサイクルに転換させる効果を持つと言える。またごみ分別数が増加することによってリサイクル量を増加させる効果とリサイクル行動を通じたごみ総排出量の発生抑制効果を持つことがわかった。本研究による貢献は、従量制有料化指定袋の価格を独自に収集した点と、**3,230** 市町村の全国データを用いて従量制有料化を実施することによってごみの発生抑制効果とリサイクル効果をわけて計量分析を行なうことができたことである。特にリサイクルと有料化について計量経済モデルによる分析を行なったものは従来の研究にはなかった。